

岩手県保健医療計画（2024-2029）へ「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付けることについて

1 計画への位置付けについて

第8次医療計画の見直しに当たり、在宅医療の体制については、今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進めるため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付けることとされました。

2 位置付けに当たっての基準について

「在宅医療に必要な連携を担う拠点」は、在宅医療に求められる4つの医療機能（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）を明確にして設定し、この医療機能の整備に向け、以下の目標及び拠点に求められる事項について取り組むこととされています。

整備に当たっては、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として医療計画に位置付けることを想定しています。

なお、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」については、圏域内に少なくとも1つは設定することとなっているため、圏域内の全市町村を位置付けることまでは求められていませんが、在宅医療の提供体制の構築を図るため、より多くの市町村単位で設置されることが望ましいとされています。

また、1つの団体で目標及び求められる事項を全て行う必要はなく、目標等の一部を担っている団体を位置付ける方法や、複数の団体で役割分担するなど、地域の実情に応じた方法により選定することとされています。

(1) 目標

- ① 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること。
- ② 在宅医療に関する人材育成を行うこと。
- ③ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと。
- ④ 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと。

(2) 在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

- ① 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的で開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること。
- ② 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように、関係機関との調整を行うこと。
- ③ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること。
- ④ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと。
- ⑤ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること。

3 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の選定に向けた調整結果について

国の方針では、在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要であるとされているため、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体となる市町村や在宅医療連携拠点等を想定しています。

当圏域としては国の方針及び、市町が在宅医療・介護連携推進事業において既に実施している内容が、在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項と重複することを踏まえ、管内各市町毎に「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を選定することとし、令和5年7月から11月までの間に、管内各市町に選定（保健医療計画への位置付け）に係る説明を行ってきたところです。

その結果、すべての市町から「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を保健医療計画に位置付けることについて了承をいただいたことから、以下のとおり拠点を選定し、保健医療計画に位置付けようとするものです。

【岩手県保健医療計画掲載（案）】

圏域	在宅医療に必要な連携を担う拠点	取組事項				
		①	②	③	④	⑤
岩手中部	花巻市在宅医療・介護連携推進協議会	○	○	○	○	○
	北上市	○	○	○	○	○
	遠野健康福祉の里		○		○	
	西和賀町在宅医療介護連携推進協議会	○	○	○	○	